

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名 地域活動支援センター事業
-------------------	---------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	3	障害者福祉の確立
小分類	3	障害者の社会参加の促進
主要な施策	2	文化スポーツ活動の支援と指導者の育成
事務事業番号	002	事務事業コード 13332002 事業開始年度 昭和 1 8 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	地域活動支援センター事業費
------	------	------------	---------------

部 名	保健福祉部	グループ名	障害福祉 G
-----	-------	-------	--------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

対象	<p style="background-color: #ffffcc;">(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください)</p> 登別市の住民基本台帳に登録された障がい者
手段 (事業の内容・活動)	<p style="background-color: #ffffcc;">(目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください)</p> 障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 地域活動支援センター事業（センター事業及び車両移送事業）の委託（登別市社会福祉協議会）、NPO法人革工房瑞樹への運営費の補助、小規模通所授産施設すずかけ作業所の運営（市直営のため、運営予算は小規模通所授産施設すずかけ作業所運営事業として別途計上されている） 障害者自立支援法において、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。
目指す姿 (成果)	<p style="background-color: #ffffcc;">(事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください)</p> 障がいのある人の創作的活動又は生産活動、社会との交流の機会を提供し、障がい者の社会参加促進等を図る。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc;">(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください)</p> 障害者自立支援法、同法施行令、登別市障害者地域活動支援センター事業条例

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	地域活動支援センター委託事業所数	箇所	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1				
	委託事業所登録者数	人	目標値	55	55	55	55	55
			実績値	67				

事業費の推移

区 分		単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計	
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称 地域生活支援事業補助金	千円	3,900	4,477	4,561	4,561	4,561	13,683
	道支出金	名称 地域生活支援事業補助金	千円	5,330	5,118	3,030	2,280	2,280	7,590
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称 利用者負担金	千円	354	157	152	152	152	456
	一般財源	名称	千円	10,852	10,771	7,260	8,010	8,010	23,280
合 計				20,436	20,523	15,003	15,003	15,003	45,009
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	185	194				
		嘱 託 員	千円	0	0				
		臨時職員	千円	0	0				
		合 計		185	194				

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？
障害者自立支援法において、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられているため。			
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？
障がいのある人の創作的活動又は生産活動、社会との交流の機会を提供し、障がい者の社会参加促進等を図れた。			
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのように向上させますか？向上させることができない理由は何ですか？
地域活動支援センターの広報活動や、活動項目を利用者や障がい者と協議しながら精査し、利用者の拡大を図ることが可能と考えるが、今後、重度の障がい者の受け入れについても検討する必要がある。			
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？削減できない理由は何ですか？
現委託費の大半は人件費となっており、活動に使用する消耗品等は利用者が負担しているため、当該コスト削減は難しい。			

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	障害者自立支援法において、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられており、障がいのある人の創作的活動又は生産活動、社会との交流の機会を提供し、障がい者の社会参加促進等を図る場が必要である。
-----------	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）